

軽度者に対する福祉用具貸与の流れ

アセスメント、課題分析の結果、次の福祉用具が必要

車いす及び同付属品、特殊寝台及び同付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具部分は除く）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）

NO（それ以外の福祉用具が必要）

YES

利用者の認定区分が要支援1、2又は要介護1

※「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）」の場合は、要介護2、3も含む

NO

YES

直近の認定調査における基本調査の結果が、表1の例外給付の対象になる状態像に該当する

YES

NO

種目は「車いす及び同付属品」又は「移動用リフト」である

YES

NO

主治医から得た情報及びケアマネジメントにより次の状態像に該当すると判断した

- 【車いす及び同付属品】日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
- 【移動用リフト】生活環境において段差の解消が必要と認められる者

表2の(i)～(iii)のいずれかに該当する

YES

NO

市への確認は不要
サービス担当者会議等で必要性を十分検討し貸与してください

YES

市への確認（例外給付申請）が必要
必要書類を揃えて高齢福祉課介護保険係に提出してください

NO

給付可

給付不可